資料1-2

# 滋賀県産業廃棄物税について



項目	論点	対応ページ
(1) 評価について	① 近隣自治体における排出量の状況はどうか。	
	② 課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)	
	③ 申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較	
	④ 課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、 将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。	第16回で 審議済
	① 基金残高はどれくらいか。向こう1 年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。	
(2) 使途について	② 建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。	
	③ 産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。	
	① 申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	6
(3)課税方式について	② 課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。	8 (別添資料1-3)
	③ 免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。	13
	<ul><li>④ 再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、</li><li>応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。</li></ul>	15
(4) 税率について	① 実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。	18
(マ/ がデーに フひ・C	② 1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。 そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。	21

### ご審議いただきたい項目



- (1)評価について(総排出量抑制の効果等)
- (2)使途事業について
- (3)課税方式について(申告納付方式、免税点の妥当性)
- (4)税率について(税率の妥当性)

(5)その他



### 説明のアウトライン



- (3) 課税方式について
  - ①適正課税について
  - ②導入自治体の運用状況について
  - ③免税点について
  - ④再生施設の課税免除について
- (4) 税率について
  - ① 排出事業者の実質負担について
  - ② 税率への「慣れ」等について



項目	論点	対応ページ
(1) 評価について	① 近隣自治体における排出量の状況はどうか。	
	② 課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)	
(I) FIMIC JVIC	③ 申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較	
	④ 課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、 将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。	第16回で 審議済
	① 基金残高はどれくらいか。向こう1 年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。	
(2) 使途について	② 建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。	
	③ 産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。	
	① 申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	6
(3) 課税方式について	② 課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。	8 (別添資料1-3)
(3) BANDOJINIC JUNC	③ 免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。	13
	<ul><li>④ 再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、 応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。</li></ul>	15
(4) 税率について	① 実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。	18
(年) 祝辛に りいて	② 1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。 そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。	21

## (3)-① 適正課税について



### ○ 課税事務(西部県税事務所)

	課税事務の流れ(調査から調定まで)		調査·検査	
1	4月中旬	環境部局(循環社会推進課)から以下資料を受領 ・ マニフェストの取りまとめデータ ・ 県内処分場の処理実績に係る資料	課税関係情報の収集	
2	4月下旬 ~6月	課税対象になりうる排出事業者に申告案内 (対象) ・過去に申告実績のある事業者 ・①の資料から課税標準となる重量合計が 500tを超える可能性がある事業者	・税制度に関するリーフレットや 申告用紙を送付 (必要に応じて電話等による) 確認・催告を実施	
3	7月	申告納付、免除申請書の受付業務		
4	8月以降 随時	是認調査、修正申告指導等	<ul><li>→ 申告内容の調査、指導等</li><li>・①の資料と申告内容を照合</li><li>(事案によっては現地調査を実施)</li></ul>	



項目	論点	対応ページ
(1) 証体について	① 近隣自治体における排出量の状況はどうか。	
	② 課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)	
(1) 評価について	③ 申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較	
	④ 課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、 将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。	第16回で 審議済
	① 基金残高はどれくらいか。向こう1 年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。	
(2) 使途について	② 建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。	
	③ 産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。	
(3) 課税方式について	① 申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	6
	② 課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。	8 (別添資料1-3)
(3) 最初が対すべに ついて	③ 免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。	13
	<ul><li>④ 再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、 応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。</li></ul>	15
(4) 税率について	① 実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。	18
	② 1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。 そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。	21

### (3)-② 導入自治体の運用状況について



- 〇 産業廃棄物関係税の導入自治体 28団体(北九州市含む) ※各自治体の運用状況等については別添のとおり
- 〇 課税方式の比較

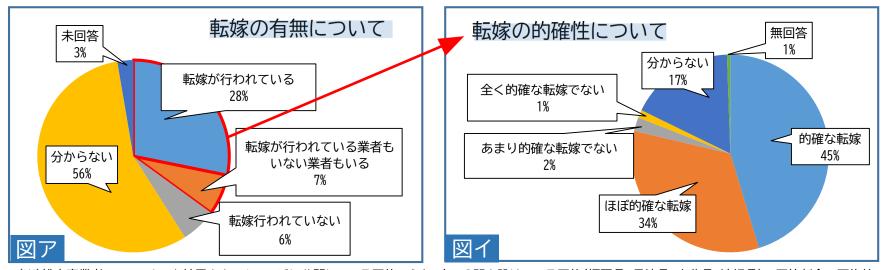
	申告納付方式	特別徴収方式
排出事業者への 排出抑制効果	税を申告し、納税 ⇒ 排出抑制の意識づけを期待	税は処分料金に内包 ⇒税負担の意識が小さく、排出抑制が弱い
免税点	あり ⇒ 中小企業育成の観点を考慮	なし ⇒ 公平な税負担の観点を考慮
客体の把握	中間処理施設または最終処分場 ⇒ 煩雑	焼却施設·最終処分場 ⇒ 容易
廃棄物の再生施 設へ搬入	再生率が高い中間処理施設(県の認定再生 施設)には、税免除のインセンティブ	再生率が高い中間処理施設についても、 税のインセンティブなし
団体内訳	滋賀県、三重県(、北九州市)	左記以外 25団体
その他	-	特別徴収者への交付金あり

- 本県での産業廃棄物税導入における申告納付方式の検討について
  - ・ 排出事業者自ら申告、納税を行うことで廃棄物の排出抑制の直接的な意識づけを期待
  - ・ 排出事業者と処分業者との力関係により、税が料金に負担転嫁できないことがないよう配慮

### (3)-② 導入自治体の運用状況について



- 他団体(特別徴収方式)実施の排出事業者アンケート調査 (⇒ 各県の調査を集計)
  - ・ 「税の転嫁の有無(※)」について、「わからない」と回答した排出事業者の割合は56%の最多で、 半数以上が税負担について意識できていない (下図ア)
    - (※) 排出事業者が負担すべき税(特徴収義務者が納付)が処分料金に反映されているかどうか
  - ・ また、「転嫁が行われている」等と回答した事業者(35%)に対し、「税の転嫁の的確性(※)」について質問したところ、「的確な転嫁」「ほぼ的確な転嫁」と回答した事業者の割合は79%あるが、 税負担を意識し、かつ、税の転嫁が的確と考える事業者は全体の1/3程度(28%)(下図イ)
    - (※)処分料金に反映されている税相当額が処分量に対して適正な額かどうか

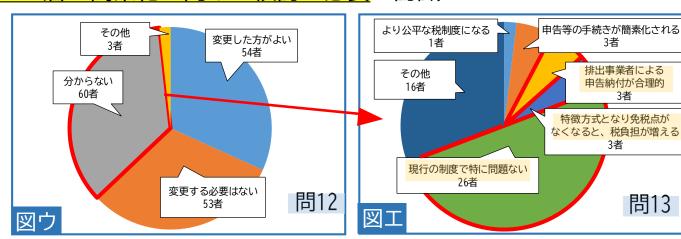


(※)排出事業者へのアンケート結果をホームページに公開している団体のうち、左の2問を設けている団体(福岡県、長崎県、大分県、沖縄県)の回答割合の平均値

## (3)-② 導入自治体の運用状況について



- 本県実施の納税方式に係るアンケート調査 (⇒ 11ページ)
  - ・ (問12)納税方式について、排出事業者に対する「申告納付方式」から「特別徴収方式」 への変更に関する質問については、
    - <u>「変更したほうがいい」は54者、「変更する必要はない」は53者と、<mark>割合は拮抗</mark>(下図ウ)</u>
  - ・ また、「分からない」と回答した60者のうち、(問13)その理由について、「現行制度で問題ない」等の申告納税に肯定的な回答をした事業者が32者おられ、 これらを加えると、全体の5割(85者)の事業者で申告納税方式に理解(下図エ)
  - ・ 一方、(問13)で、「変更した方がいい」とする排出事業者の多く(40者)が、「申告や課税免除の手続きが簡素化されるから」と回答していることからも、 申告等の一層の簡素化に向けた検討が必要と認識



(※)未回答については計上しておらず、 合計は一致しないことがある。

### 参考 第16回税制審議会 資料3-3 6ページ



## 問11 現在の産業廃棄物税制について感じておられる項目 に、最も近いものを1つ選んでください。

ア 産業廃棄物の発生抑制や再資源化等に一定の効果があるので、 今後も現状のまま継続していくべきである。	91	53.8%
イ 税の創設から約20年目となり、創設当時の目的はほぼ達成できたので税制度を廃止すべきである。	46	27.2%
ウ 現行の税制度は、免税点もあり公平な制度とはいえないので、 もっと公平な制度にしたうえで継続すべきである。	14	8.3%
エその他	18	10.7%

(その他の内容) 台帳作成や書類作成をシステム化して欲しい / 種類別の量を出すのが面倒 等

#### 問13 問12でお答えいただいた理由をお聞かせください。

ア より公平な税制度となるから	14	8.6%
イ 申告や課税免除の手続きが簡素化されるから	45	27.8%
ウ 再生施設認定を毎年申請していたが、その必要がなくなるから	1	0.6%
エ 排出事業者が申告納付するのが、合理的だから	16	9.9%
オ 特別徴収方式となり免税点がなくなると、税金分の負担が増えるから	11	6.8%
カ 現行の申告納付制度で特に問題ないと思われるから	55	34.0%
キ その他	20	12.3%

滋賀県では申告納付方式(\*1)を採用していますが、産業廃棄物に 関する税を導入している他府県の多くは特別徴収(\*2)で税を納 めていただく方式を採用しています。滋賀県も特別徴収の方式に 変更した方が良いと思われますか。

ア 変更した方がよい	54	31.8%
イ 変更する必要はない	53	31.2%
ウ わからない	60	35.3%
エその他	3	1.8%

(その他の回答の一例) 簡素化になるのなら変更した方が良い。

(内数) 問12でアと回答

10	18.5%
40	74.1%
1	1.9%
1	1.9%
0	0.0%
0	0.0%
2	3.7%

問12 イと回答				
3	5.7%			
1	1.9%			
0	0.0%			
11	20.8%			
8	15.1%			
29	54.7%			

1.9%

1	1.9%
3	5.8%
0	0.0%
3	5.8%
3	5.8%
26	50.0%
16	30.8%

問12でウと回答

(その他の回答の一例)課税免除の手続きは手間だが、産廃発生量削減の意識を継続して維持することが出来る / どちらも一長一短があるのでわからない

割合は内数それぞれの回答中における割合

#### 問14 産業廃棄物税が、「資源循環型の社会づくり」という創設当時の目的を果たして、この税を廃止した場合、産業廃棄物の状況はどのようになる と思われますか。

問12

ア 発生抑制などの意識が薄れ、排出量が増加すると思う。	53	31.5%
イ 今と、あまり変わらないと思う。	76	45.2%
ウ すでに排出抑制意識が根づいており、排出量は減少していくと思う。	39	23.2%

(※)未回答については計上しておらず、合計は一致しないことがある。



項目	論点	対応ページ
	① 近隣自治体における排出量の状況はどうか。	
(1) 評価について	② 課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)	
	③ 申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較	
	④ 課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、 将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。	第16回で 審議済
	① 基金残高はどれくらいか。向こう1 年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。	
(2) 使途について	② 建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。	
	③ 産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。	
	① 申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	6
(3) 課税方式について	② 課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。	8 (別添資料1-3)
(3) 蘇州の江に ついて	③ 免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。	13
l '	<ul><li>④ 再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、</li><li>応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。</li></ul>	15
(4) 税率について	① 実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。	18
(4) 祝楽につい(	② 1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。 そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。	21

### (3)-3 免税点について



#### ○ 税創設当初の設定について

地場産業・中小企業の育成、また、税収と徴税経費とのバランスの観点から、

- 一定以下の排出量(※)について免税点を設定
- (※)推定最終処分量のうち、課税対象となる排出事業者からの排出の割合(カバー率)が 概ね6割を超える、年間500tを免税点として設定
- 推定最終処分量ごとの排出事業者数の状況(令和3年度)

	1000t超	1000t -750t	750t -500t	500t -250t	250t- 0t	全体(A)
事業者数	23	4	12	24	40,244	40,307
上記事業者の 推定最終処分量	85,188t	3,710t	6,857t	8,380t	66,107t	170,242t
全体(A)に占める割合	50%	2%	4%	5%	39%	100%

#### ○ 直近のカバー率

年度	H30	R01	R02	R03
カバー率 (①/②)	61 %	52 %	53 %	56 %
500t超の事業者の 推定最終処分量の合計 ①	90,669 t	72,174 t	74,096 t	95,755 t
推定最終処分量(全体) ②	148,277 t	137,845 t	140,724 t	170,242 t

産業廃棄物の排出量は、景気動向等にも左右されるため、カバー率は年度間で変動



項目	論点	対応ページ
	① 近隣自治体における排出量の状況はどうか。	
(1) 評価について	② 課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)	
	③ 申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較	
	④ 課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、 将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。	第16回で     審議済
	① 基金残高はどれくらいか。向こう1 年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。	
(2) 使途について	② 建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。	
	③ 産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。	
	① 申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	6
(3) 課税方式について	② 課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。	8 (別添資料1-3)
(3) BANDUJINIC 3V.	③ 免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。	13
	<ul><li>④ 再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、</li><li>応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。</li></ul>	15
(4) 税家について	① 実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。	18
(4) 税率について	② 1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。 そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。	21

### (3)-④ 再生施設の課税免除について



- 再生施設の課税免除について
  - ・「再生施設」への搬入については、資源化へのインセンティブを働かせるために課税免除を適用
  - ・ 課税免除を理由として、再生施設へ「今後搬入を検討」と回答した事業者は72.2% (アンケート結果より)
    - ⇒ 「課税免除」は、再生施設への廃棄物の搬入促進について、一定の効果
- 再生施設への搬入に対し低率での課税を行うことについて
  - 免除 → 課税で、再生施設への搬入へのインセンティブが弱まる懸念
    - ⇒ 本税は産業廃棄物の資源化の推進を目的としている。
  - 新たに複数税率を設定することで、申告等に係る事務負担等をさらに増大させる懸念
    - ⇒ 特別徴収方式に比べ、現在の申告方式は課税標準の算定方法が複雑。 アンケート結果からは、申告等に係る事務負担を感じている排出事業者がある。(40者)

### 参考 第16回税制審議会 資料3-3 7ページ



問15 滋賀県内の中間処理施設または最終処分場のうち、 一定の要件を満たす「再生施設」(毎年度知事が認定 して県のホームページで公表しています。)に産業廃 棄物を搬入された場合、産業廃棄物税を課税免除し ていますが、この「再生施設」をご存じでしたか。

ア 知っていたし、搬入したことがある → 問17へ	122	73.1%
イ 知っていたが、搬入したことはない → 問18へ	13	7.8%
ウ 知らなかった 問16へ	32	19.2%

▶問16 問15でウとお答えいただいた方にお伺いします。 「再生施設」については、滋賀県ホームページの税 政課「再生施設について」 (https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ze ikin/11275.html)で名簿を掲載していますが、今後 これらの「再生施設」へ搬入しようと思われますか。

ア 今後は搬入を検討したい → 問17へ	26	72.2%
イ 今後も搬入するつもりはない → 問18へ	10	27.8%

(※)未回答については計上しておらず、合計は一致しないことがある。

→ 問17 問15でア、または、問16でアとお答えいただいた方にお伺いします。「再生施設」に搬入された(搬入を検討したい)のはなぜですか。あてはまる記号をすべて記入してください。(複数回答可)

ア 産業廃棄物税が課税免除になるから	68	23.0%
イ 産業廃棄物が再資源化、再利用されることになるから	102	34.5%
ウ 業界や本社から搬入先を指定されているから	13	4.4%
エ 従来からその施設を利用しているから	76	25.7%
オ 処理料金や所在地などの搬入条件がいいから	31	10.5%
カ その他(回答の一例:自社処分場だから)	6	2.0%

→問18 問15でイ、または、問16でイとお答えいただいた方にお伺いします。「再生施設」に搬入したことがない(するつもりはない)のはなぜですか。あてはまる記号をすべて記入してください。(複数回答可)

ア 業界や本社から搬入先を指定されているから(自社の 施設を含む)	5	16.7%
イ 従来からそれ以外の施設を利用しているから	15	50.0%
ウ 処理料金や所在地などの搬入条件が合わないから	6	20.0%
エ 再生施設へ搬入しても事務負担が大きく、課税免除の メリットが少ないから	0	0.0%
オ その他(回答の一例:搬入する機会がないため)	4	13.3%



項目	論点	対応ページ
	① 近隣自治体における排出量の状況はどうか。	
(1) 評価について	② 課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)	
	③ 申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較	
	④ 課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、 将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。	第16回で 審議済
	① 基金残高はどれくらいか。向こう1 年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。	
(2) 使途について	② 建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。	
	③ 産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。	
	① 申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	6
(3) 課税方式について	② 課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。	8 (別添資料1-3)
(3) 蘇州が江に ついて	③ 免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。	13
	④ 再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、 応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。	15
(4) 税家について	① 実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。	18
(4) 税率について	② 1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。 そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。	21

### (4)-① 排出事業者の実質負担について



### ○ 処理料金の水準について

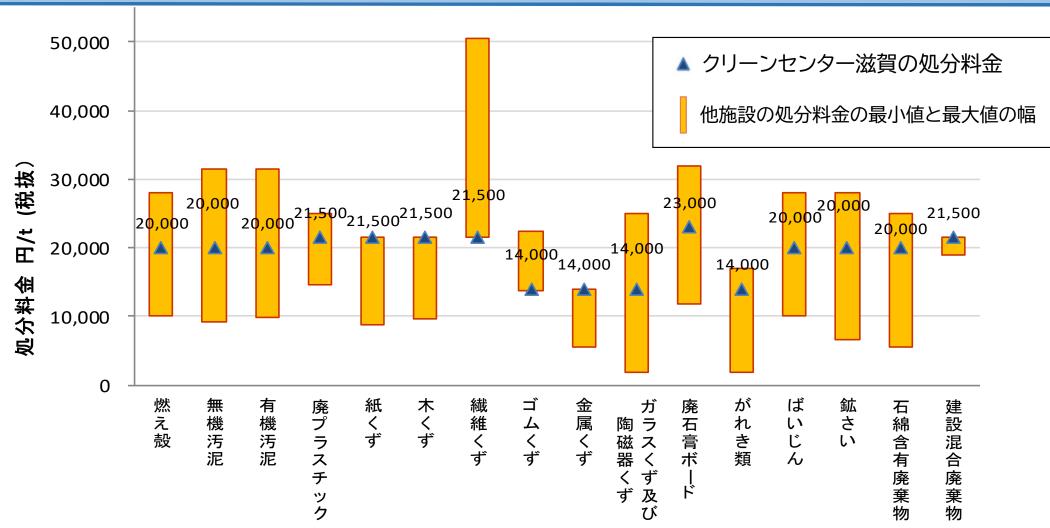
- ・ 処分料金が公表されている公共関与の管理型最終処分の処分料金は、次ページのとおり。
- ・本県のクリーンセンター滋賀の処分料金は、14,000円/t~40,000円/t
   1,000円/t の本税に関しては、処分料金の 3%~7%程度に相当(※)
   (※)処理料金は廃棄物の性状、分別状態、処理方法等により異なり、単純な比較は難しい

#### ○ 運搬料金と合わせた実質負担ついて

・排出者の処理に係る実質負担 = **処分場での処分料金 + 収集運搬料金** の合計 収集運搬料金は、運搬量のほか移動距離によって変動するため、実質負担の算定は困難

#### 参考 近畿圏および中部、中国、四国地方における公共関与の管理型最終処分場の処分料金





(※)各施設のホームページを基に作成(平成30年10月時点)



項目	論点	対応ページ
	① 近隣自治体における排出量の状況はどうか。	
(1) 評価について	② 課税による排出抑制効果が本当に十分に機能しているのか。(排出抑制効果の他自治体との比較)	
	③ 申告納付方式(排出段階課税)と特別徴収方式(最終処分段階課税)による政策効果の比較	
	④ 課税による排出抑制効果と使途事業による廃棄物対策の効果の比較。仮に課税による効果の方が機能しているのであれば、 将来的に一般財源化していくということも検討してもよいのでは。	第16回で 審議済
	① 基金残高はどれくらいか。向こう1 年間の事業を継続するくらいは十分にあるのか。	
(2) 使途について	② 建設業と水道業の総排出量が増えているが、使途がそこを向いていないのでは。使途事業の整理が必要。	
	③ 産業廃棄物税を活用した、サーキュラーエコノミーの観点を踏まえた事業の実施。	
	① 申告納付方式を採用しているが、正確かつ適正に申告がされているのか。また、それをどうやって検査するのか。	6
(3) 課税方式について	② 課税方式については、他自治体の現状や運用状況も含めた比較が必要。	8 (別添資料1-3)
	③ 免税点500tという水準を評価するためには、各事業者における排出量の状況の把握が必要。	13
	④ 再生施設への搬入を課税免除としていることの是非。たとえ再生されるとしても、低率で一定課税するなど、 応分の負担をしてもらうことを検討する価値があるのでは。	15
(4) 税率について	① 実質的な負担を比較する上では、廃棄物の処分料金について、近隣自治体との比較が必要。	18
(十) が平に フザ・	② 1,000円/tに慣れてしまい、排出抑制効果が薄れているのでは。 そうであれば、税率を近隣府県と同時に引き上げることはできないのか。	21

### 4一② 税率への「慣れ」等について



平成16年の制度施行から20年近く経過し、1,000円/tの税負担では、これ以上排出抑制効果は機能しないのではないか、とのご意見(第15回審議会)

#### ○ 税率への「慣れ」等について

- ・ 平成16年の課税直後、産業廃棄物の排出量は大きく減少 しているが、近年、ほぼ横ばいで推移
  - ⇒税の定着(慣れ)による影響の可能性

#### ○ 他の地方公共団体の現状

- ・ 産業廃棄物税導入の各団体の税率は、原則1,000円/t
- ・ 本県の近隣では、産業廃棄物関係税を導入していない団体も多数(大阪府、岐阜県、福井県、兵庫県、和歌山県)
  - ⇒ 本県が税率を引上げても、結果的に<mark>廃棄物が県外に流出</mark>し、排出の抑制に繋がらない可能性 また、税率の差により<mark>流通に影響</mark>が出る懸念もあり

#### ○ 近隣府県との税率の同時に引上げることについて

- ・ 現時点(R5.5)で、導入団体で税率の引上げを検討している団体はない
  - ⇒ 各団体で税導入の趣旨や課税方式、排出事業者等の状況も異なり、同時の見直しは困難



### 5 その他 クリーンセンター滋賀の受入終了について



### クリーンセンター滋賀(県内唯一の管理型最終処分場)が令和5年10月に受入終了

○ 直近3年度の搬入重量合計 クリーンセンター滋賀のホームページより

年度	R1	R2	R3
搬入重量合計(t)	42,687	57,520	58,397

- 産業廃棄物税への影響について
  - ・アンケートでは、搬出先をクリーンセンター滋賀から県外へ変更すると回答した事業者は、約14.5%
  - ・ 県内処分場の処理実績資料からは、県内の最終処分場への搬入量で、クリーンセンター滋賀の占める割合は、4割程度
  - ・ 近年の税収状況は、景気動向や事業者の事情による変動が大きく、クリーンセンター滋賀の受入れ 終了による減収額を試算することは難しいが、アンケートや搬入量をみても、大きな影響を懸念
    - ⇒ 以上を考慮し、来年度以降の税収見積もりに関しては、状況によって使途事業(充当事業)の 見直し等を検討する必要

(参考:過去5年の税収)

(百万円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4(見込み)
収入額	24	32	31	46	51



#### 論点

#### (3)①・② 課税方式について(申告納付方式と特別徴収方式の比較等)

申告納付方式は、排出者自らの申告による意識付けで排出抑制の効果や、再生施設に対するインセンティブも期待できる。また、事業者から特段の反対意見もない。

一方で、特別徴収方式に比して、申告納税等の手続等が複雑かつ煩雑であり、簡素化、効率化の検討が必要。

#### (3)③ 免税点について

カバー率については、当初想定した水準(6割)程度を維持できている。

#### (3)④ 再生施設制度について

廃棄物の再生利用促進の政策誘導として一定のインセンティブ効果が認められる。

#### (4)①・② 税率について

他府県とのバランスなど、年数の経過とともに現行税率で多くの仕組みが構築されていること、税率の引上げは、県外への廃棄物の流出や流通面での課題も多い。